



<注意 友ヶ島周辺衝突事故多発> 過去5年(R1~R5年)の海難発生状況



板子一枚下は地獄、
落ちたら死ぬ…だ・か・ら、**ライフジャケットは必ず着る！！**

和歌山海上保安部

注意!! 燃料・エンジンオイル欠乏の事故、増えてます!!
出港前の点検で事故の防止を!!

エンジン始動前の検査

↓↓発航前点検チェックリスト↓↓



船体の検査

- ① 船体に亀裂や破口はないですか。
- ② エンジンルームや船底のビルジ（汚水）の量は普段より多くないですか。



エンジンの検査

- ③ 航海計画に見合った燃料は十分にありますか。
- ④ 燃料コック（バルブ）は開いていますか。
燃料フィルターやセジメンター（油水分離器）にゴミや水分の混入はないですか。
- ⑤ エンジンオイル（潤滑油）の量は十分ですか。
- ⑥ 冷却清水の量は十分ですか。
- ⑦ バッテリーの液量は十分ですか。また、ターミナルは十分締め付けられていますか。



救命設備等その他の検査

- ⑧ ライフジャケットを着用しましたか。
- ⑨ 通信手段の充電量、予備バッテリーを確認しましたか。
- ⑩ 気象・海象情報、水路情報は確認しましたか。



エンジン始動後の検査

エンジンの状態確認

- ⑪ 回転計、冷却水温度計、油圧計、電流計または電圧計は正常値を指していますか。
- ⑫ 冷却用の海水は通常どおりの量及び勢いで排出されていますか。
- ⑬ エンジンから異常な音や臭いは出ていませんか。



© 2014 IMRA/K/A71

小型船舶船長の遵守事項

プレジャーボートその他の小型船舶を安全に利用していただくため
 小型船舶操縦者（船長）に対し、法令で遵守事項を定めています。

●発航前の検査

発航前には、航行の安全に支障をきたさないよう、燃料やオイルの量の点検、気象・水路情報等の収集、船体の状態等の検査を実施しなければなりません。



遵守事項に違反すると、免許停止等の行政処分の対象となる場合があります。

●遵守事項違反点数

違反の内容	点数	他人を死傷させた場合
酒酔い等操縦、自己操縦義務違反、危険操縦、見張りの実施義務違反	3点	6点
ライフジャケットの非着用、発航前の検査義務違反	2点	5点

お知らせ

大津波警報・津波警報発表時の船舶交通の規制について
 南海トラフ巨大地震等により津波警報が発表された場合は～
 海上交通安全法に基づき**明石海峡、友ヶ島水道、鳴門海峡**に
船舶交通の規制（航行禁止）を実施します。

友ヶ島水道の交通制限海域

〔A線とB線間の海上交通安全法適用海域〕



《交通制限の開始時刻》

気象庁から発表された大津波警報又は津波警報に伴う
「淡路島南部への津波到達予想時刻」

《交通制限事項》

- ・船舶は定められた海域を航行してはならない。
- ・定められた海域内を航行する船舶は直ちに同海域から出域しなければならない。
（漁船、プレジャーボートを含めた全ての船舶）

適用法令：海上交通安全法 第32条第1項

罰 則：海上交通安全法 第51条第1項第2号

（3月以下の懲役又は30万円以下の罰金）

・津波の潮流により、友ヶ島水道は船舶にとって非常に危険な状態になることが予想されます。

・大阪湾内からの避難船舶により、通航量が普段よりも増加することが予想されます。

・ラジオ、携帯電話、スマートフォンの緊急地震速報・津波情報に注意し、

「淡路島南部への津波到達予想時刻」が発表されたら、すぐに避難してください。



お問い合わせは…

和歌山海上保安部 交通課（電話（073）402-5852）まで